

電子版

No.21

2022/9/28

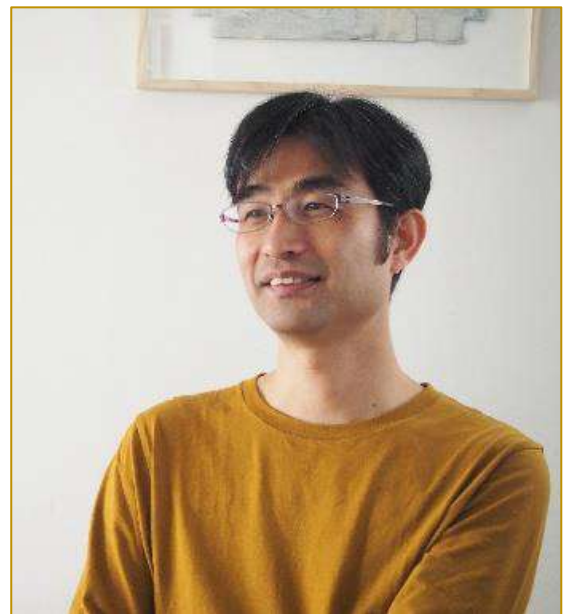
教文通信

発行所 | 長野県教育文化会議

発行人 寺尾真純

# 2022 年度長野県教育研究集会 申込フォームアップしました

県教研が11月5日(土)9:45からオンラインで開催されます。記念講演は、講師に藤原辰史さん(京都大学人文科学研究所准教授、専門は農業史、食の思想史。)をお迎えし、「ウクライナについて考えつづける」と題してご講



演いただきます。小論「パンデミックを生きる指針」(2020年4月)がネットで話題になりご存じの方も多いかと思えます。27分科会も開催し現場の教育実践を討議し共有します。明日からの実践に役立つ報告を聞くことができますので奮ってご参加ください。お申込みは「長野県教文会議ホームページ」掲載の『県教研 HP』から。講演会、分科会詳細は「2022 長野県教育研究集会ニュース第1号」(配布済)もご覧ください。

長野県教育研究集会

11/5(土) オンライン開催

01 記念講演 9:45 ▶ 12:00  
「ウクライナについて考えつづける」  
講師 藤原辰史氏 (京都大学人文科学研究所准教授)

02 分科会Ⅰ 13:30 ▶ 15:10

03 分科会Ⅱ 15:20 ▶ 17:00

<https://www.kenkyoken.com/> 申込

【主催】長野県教育文化協議会連綿協議会 【連絡先】長野県高専学校教職員組合 ☎026-234-2216  
【協賛】(公財)日本教育公財会長野支部 (一財)長野県教職員互助組合 (一財)長野県教職員組合会館 (公財)長野県教育文化厚生協会

# 「『新しい研修』 (官制研修)に 対する考え方」 (教文常任委員 会)

2022年6月30日の教員免許更新制の廃止により、「新しい研修」が導入されます。2022年に学校教育法施行規則が一部改正され、教育委員会による教師の研修履歴の記録の作成と当該履歴を活用した資質向上に関する指導助言等の仕組みが、2023年4月1日から施行されることとなりました。

「新しい研修」の導入については、「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の改正」(以下「指針」、2022.8.31告示)、「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」2022.8.31策定)が示され、具体化が始まっています。

教員研修は自主的・主体的であるべきで、創造的教育活動には不可欠です。研修は与えられるものではなく、自ら行うものという視点を大切にしていきたいと思えます。ご一読いただきご意見をお寄せください。教文HP「資料・アーカイブ」に掲載しました。

以下はHP掲載資料の要約です。ご参考までに。

## 1. カギとなる取り組み

- ◇法制化された今、弊害を緩和・軽減させる方途を追求 → 衆・参附帯決議の格別の重要性
- ◇教特法研修条項を活用した自主的・主体的研修活動を活性化させる取り組み

## 2. 新しい研修にかかわる問題点

### ◆研修履歴

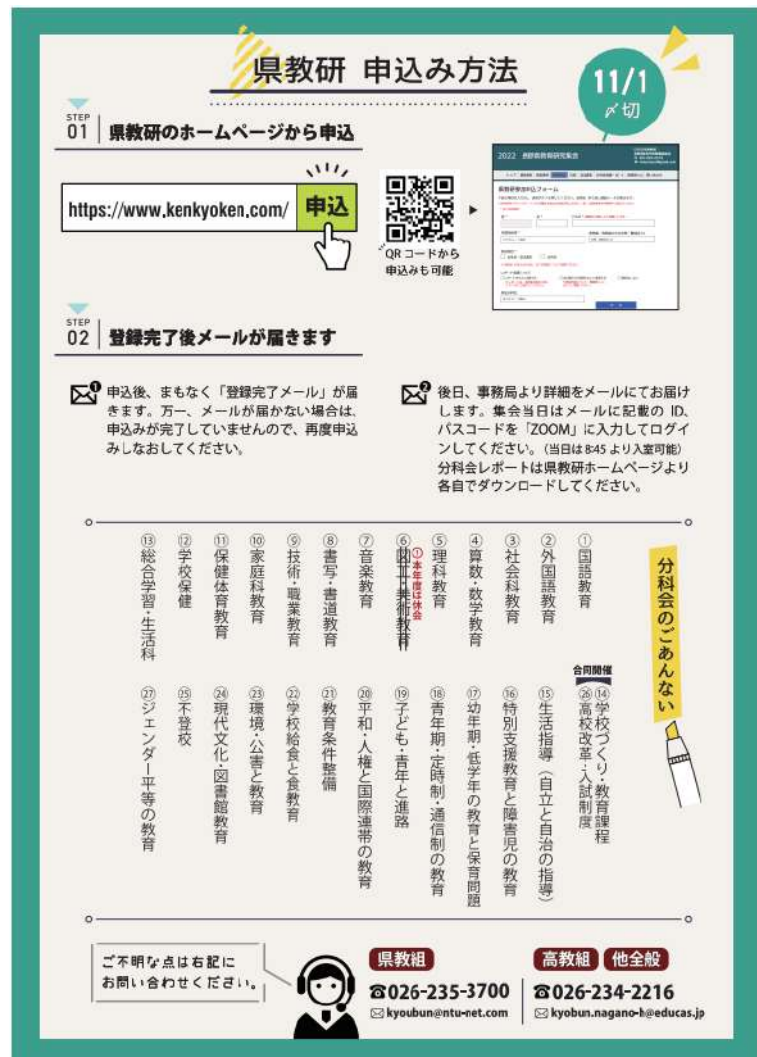
1. 研修記録 記録する研修は必須事項のみに限定すること。負担感が増すことにならないようにすること。

### ◆研修と人事管理

2. 人事管理、校務分掌、その他の目的で研修データを活用することがあってはならない。

### ◆研修の自由

3. 「高度な専門職」にふさわしい「研修(研究と修養)の自由」を保障すること(教師の学びを教育



政策の枠内に閉じ込めないこと)。

4. 研修行為の主体が教師自身であること(研修は行うもの)を確立すること。
5. 「教師の学びは、具体的目標に向かって、体系的・計画的に行われることが必要である」とするために、「単調右肩上がり積み上げ型」。
6. 「新たな教師の学びの姿」を求めるのであれば、教特法第22条2項を法的根拠とする自主的・主体的研修を奨励・支援するための具体的方策(そのために何が必要なのか、これまで何が足りなかったのか)を検討すべきである。

#### ◆研修の条件整備

7. 長時間過密労働の是正が喫緊の課題である今日において、授業計画・準備・評価や研修時間を所定労働時間の中で確保するために、教職員定数の抜本的改善(少人数学級推進と「学級数に乗ずる数」の大幅増大など)による研修条件整備が必須である。
8. 「新たな教師の学びの姿」を支える研修制度については「拙速」を避けてほしい。時間をかけて歴史的・原理的・総合的観点から検討したうえでの制度構築が大切である。

#### ◆管理職等による指導助言

9. 指導助言 適切な受講奨励を校長が行うことは、専門外の教科研修に関して助言は難しい。教職員のモチベーションを下げることにならないことが重要である。
10. 教員評価の期首、期末面談における指導助言と人事評価を切り離すことが必要である。
11. 指導助言については学校長に限定すべきである。

#### ◆校内研修(指針案)

12. 校内研修の在り方 日常的な校内研修の充実は大切であるが、教職員の同僚性による研修は必要であるが、管理統制につながる、一方的な研修内容の決定や労働強化は避けなければならない。

#### ◆研修主事(学校教育法施行規則の一部を改正する省令案)

13. 「研修主事」(学校教育法施行規則第45条2、第47条)の中学、高校等での準用規定について。高校現場にはふさわしくなく「研修主事」を置くべきでない。

#### ◆求められる資質能力「5つの柱」

14. 教師に共通的に求められる資質能力の5つの柱に学術的な根拠はあるのか。研修=「研究と修養」(「審議のまとめ」、2021.7)にある。

#### ◆研修成果の確認方法

15. 成果の確認はテスト、レポート・実践報告書作成などに依らず、教育活動における教職員相互の検討に依るべきである。

#### ◆臨時的任用教員を研修対象とすること(ガイドライン案)

16. 採用試験の日程を考慮し臨時的任用教員に対する研修の時期や期間等を配慮すること。採用と研修履歴は切り離すべきである。

#### ◆課題ある教師への対応

17. 「第3章 研修受講に課題のある教師への対応」(ガイドライン案)  
「『合理的理由なく』参加しない、参加を拒絶する場合職務命令を通じて研修受講を命じることが考えられる。」とあるが、合理的な理由とは何を指すのか不明である。具体的な内容を示してほしい。
18. 職務命令による研修の強制 どう考えるのか。第三のICT活用など特定の資質分野を今後、恣意的な拡張することがあってはならない。

# 総研講演会レジュメ

教文総合研究会の講演レジュメ（第1回、2回、3回）をホームページ「会員専用」の「資料」に掲載しております。ぜひご覧ください。総研の詳細な内容については、教文会議 HP の教文通信（digital）版をご覧ください。

## 第1回「『ケア／ジェンダー／民主主義』を考える」総合研究会

岡野八代さん（同志社大学大学院教授・西洋政治思想、フェミニズム理論）

✓ 「ケアの倫理から、教育と民主主義の関係を考える」

4月23日、第1回総合研究会がオンラインで行われました。「ケア・ジェンダー・民主主義ーケアと教育のあいだで考える」と題して、同志社大学の岡野八代さんに講演いただきました。

岡野さんは政治学を研究していましたが、20年前から家族は偶発的に多様な人が集まっている事実から、家族という集合体に宿る他者性や、社会的にも哲学的にも語られなかった家族の営みに着目し、家族で多く行われているケアの研究に発展しています。

家庭内で女性たちが主に担わされてきたケアについては、女性たちの差別・抑圧の元凶として批判されてきたのではないかと。それに対し岡野さんは、

- ・家族（私的領域）を排除しつつ、一方的に押し付けてきた政治を変革する。

- ・ケアの倫理を、資本制や家父長制への対抗原理と考える。

- ・誰が、なぜケアを引き受けてきたか、または引き受けざるを得なかったのかを歴史的に捉えなおす。

という立場をとっています。

講演の要旨は次の通りです。

- ・ケアと教育は共通性がある。それは「その人に潜在しているものを引き出し、成長させていく」こと。その意味では、教育はケア実践の一つであるが、2006年の教育基本法改悪や自己責任の強化によってケアとは反対の方向になってしまっている。

- ・この2年間で明らかになったのは、ケアワークやケアをめぐる社会状況に対する無関心だけでなく、ケアに従事している人たちの声を政策や政治に反映させないとする強い意志さえ感じさせる、ケアを貶める政治の異様な姿である。

- ・ケアはジェンダーを問う大切な視点である。そもそもジェンダーとは社会的文化的性差と一般的には定義されているが、個々人に強い力で強制される政治的性差と考えるべきである。諸個人の多くの意識の多くは、政治が決定している構造（＝ジェンダー構造）によって決定されている。その政治性が、あ



たかも自然（当然）のように見せるのがジェンダー規範である。多くは家族の中で親から再生産されている。「男らしさ・女らしさ」の制約がジェンダー規範であるが、制約とはいえ、体得しているので、多くの人は強制とは感じない。

・ジェンダー秩序は、社会の仕組みの基本を作り出す、家族から法制度までを貫く、一定の人々の組織化の様子で、法制度は巧妙に作られる。例えば、国民年金の第三号被保険者の優遇策は、女性が無償の家事労働をすることが期待され、それが女性が子供を育てることが当然という社会を作り上げる。集団的には家族に潜在的に「支配＝被支配」が存在することを当然視させる。

・日本のジェンダーギャップ指数は経済・政治では低い、教育面でも低い（2021年92位）。識字率に男女差はみられないが、大学進学率になると差がでる。博士課程への進学では差は顕著であり、OECDの中でも最低である。大卒の男女と高卒の男女の生涯収入を比べると、男性は大卒の方が収入が増えるが、女性の場合、差は300万円と小さい。それが、教育のジェンダーギャップを作り出している。

・政治は、私たちの意識、常識、世界観、そして身体さえ作り上げている。

・男女平等とジェンダー平等の違いは、前者はいかなる領域にも男女の同数を、後者はジェンダー規範が支えている価値観を転換することを目指す。その観点から、誰が、傷つきやすい vulnerable な存在をケアするのか。いかなる負担を誰がどこまで負うべきかをしっかりと社会全体の責任で考えること。それこそが政治ではないか。

・ケアのニーズは、一人ひとり異なる。それゆえに、ケア提供者は何がよいケアなのかを実践の中でつかみ取るしかなく、最善のケアについて最終的な解答を得るのは難しい。そうした特徴をもった態度や活動を「女性らしい」と規定してきたのがジェンダー規範である。

・ケア労働が政治的にも社会的にも評価が低いのは、市場にはその価値を評価する能力がないからであり、ケア労働の価値が低いわけではない。ケアに関わる評価は政治的に決められており、政治に関わる人は、ケア労働をしなくてよい特権的な無責任者なのでケアの価値がわからないことが最大の問題である。

・一部の人たちの政治から多くの人たちのための政治、すなわちケアを社会基盤と捉え、公的なケア（教育を含む）を政治の最優先と考える人が中心となる政治を、過去の教訓や歴史に学びながら、みなで構築・構想していく時が来ている。

・日本は家事分担率が高いが、不公平感はかなり低い国の典型。日本はケアレスマンモデルで社会が構成されていて、みな「そんなもの」と思い込んでいるため。

・市場で価値がつきにくい特徴をもつケアの報酬は、だからこそ、公的に、私たちが決定するしかない。これまでも、そして現在も、保育士や介護士の報酬を全職種の平均以下に抑えているのは、政府であることが最も問われなければならない。

・ケアを中心とする民主主義への転換に必要なのは、有償・無償を合わせた労働時間を減らすこと。

講演後の質問では、「ケア労働を価値あるものと認識するために、意識を国民や市民に持たせればよいのか」では、政治の中枢にケアを担っている人の利害を反映させる人を送るのがよいが、実際ケアを担っている人は非正規労働者であるゆえに声を上げることができない。新自由主義になり忙しくて運動ができない。市民運動がよいが、できたとしてもメディアが取り上げない。しかし、あきらめてはいけない。との回答がありました。

参加者からは「いろいろ考えさせる講演であった。社会を見ることが大事だと気付いた」「教育や主権者市民としてやっていこうという勇気もらった」「人間の根源的なお話をいただいた」の感想がありました。

## 第2回 「特別支援教育を考える」総合研究会

岡耕平さん（公認心理師・  
滋慶医療科学大学大学院）

- ✓ 「高校通級制度を活用して特別なニーズに対応できるようにするための組織づくり」



◆岡耕平さんの講演レジュメは、  
教文会議 HP「資料」ボックスに掲載  
しています。ご覧ください。

2022.6.25  
13:00～

「高校通級」を活用して「特別なニーズに対応できる組織づくり」

6月25日(土) 13:00～  
オンライン (Zoom) 開催

講師 岡 耕平さん  
滋慶医療科学大学大学院 准教授

テーマ 「高校通級」を活用して  
特別なニーズに対応できる組織づくり

議題1 特別支援をめぐる現状報告  
岡 耕平さん  
(滋慶医療科学大学大学院 准教授)

議題2 特別支援の場での実態報告  
北原 恵美さん  
(箕輪進修高校)

どなたでも参加できます。  
詳細、申し込みは教文ホームページから。  
開催期間 6月1日～25日  
HP: <http://kyobun-ed.jp>  
E-mail: [kyobun.ed@nagasaki-pf-educ.ac.jp](mailto:kyobun.ed@nagasaki-pf-educ.ac.jp)

北原恵美さん（箕輪進修高校・教文特別支援教育研究会）

- ✓ 「高校における『通級による指導』とは」

1

### 高校における「通級による指導」とは

◆小・中学校等の通常の学級に在籍し、大半の授業を通常の学級で受けつつ、  
障害による学習上・生活上の困難を主体的に改善・克服するために受ける特別  
の指導

- ・週1～8単位時間が標準
- ・個別指導が原則。必要に応じてグループ指導を取り入れる。  
個別の教育支援計画・個別の指導計画に基づいて指導。

言語障害、自閉症スペクトラム症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、肢体不自由、病弱・身体虚弱、（知的障害は含まれていない）

## 「障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導」とは

2

- ・特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域である「**自立活動**」に相当する指導
  - ・特別支援学校学習指導要領「自立活動」において示されている目標と内容(6区分26項目)について、**個々の生徒の障害の状態や発達の程度等に応じて、実態把握をもとに、指導目標を設定**
- ※目標と内容全てを取り扱うのではなく、

**個々の生徒に応じたオーダーメイドの指導**

○特別支援学校高等部学習指導要領第6章自立活動 第1款目標

個々の生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

## 「自立活動」の内容

3

特別支援学校学習指導要領「自立活動」の内容

- ▶ 人間関係の形成
- ▶ 環境の把握
- ▶ 健康の保持
- ▶ 身体の動き
- ▶ コミュニケーション
- ▶ 心理的な安定
- ▶ **6区分と26項目**

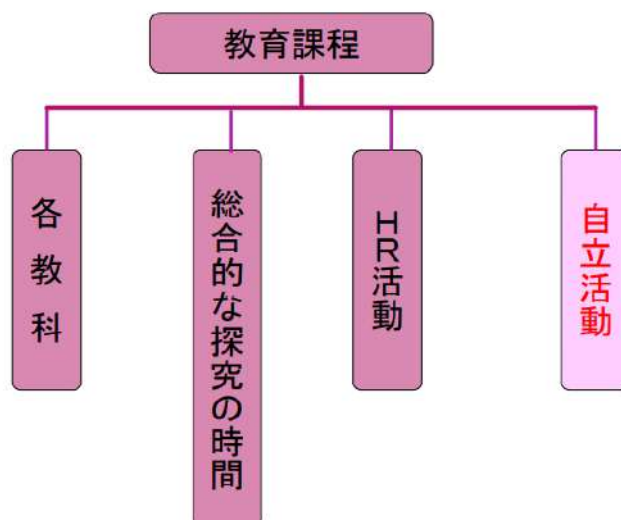
2つ以上の側面を重ね合わせた…

個別の教育支援計画(長期)  
個別の指導計画(短期)

## 高校の教育課程にはない「自立活動」の位置づけ

4

### 教育課程の枠組み



# 太壽堂雄介さん（全国障害者問題研究会長野支部）

特別支援教育を考える総合研究会

## 特別支援教育をめぐる情勢

全国障害者問題研究会長野支部 太壽堂雄介

### はじめに

2022年2月24日、ロシアがウクライナに軍事侵攻を開始しました。連日報道される戦禍の状況に、改めて戦争の非道さと悲惨さを痛感します。この機に乗じて憲法「改正」や核共有などの声が出ていますが、武力に武力で対抗することがどれだけ危険で愚かなことか、私たちは過去の歴史から学んできました。戦時中、障害者が「殺つぶし」「非国民」と言われ差別された歴史も決して忘れてはなりません。障害者は平和でこそ生きられます。

全国障害者問題研究会常任全国委員会は、2022年3月10日に声明「ウクライナにおける武力行使と戦争に反対し、障害のある人と家族のいのちと安全を守ろう」を出し、ウクライナにおける武力行使と戦争に強く反対しています。

### 1. 特別支援学級の授業時数について

文科省は令和4年2月27日付で各都道府県教育委員会等に「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」を発出しました。この通知では、特別支援学級に在籍する児童生徒は、週の授業時数の半分以上を特別支援学級で受けるよう通知しており、現場に大きな波紋と混乱をもたらしています。特別支援学級では、一人ひとりの実態に応じた教育内容や学習形態・方法を検討し、授業を行っています。児童生徒によって、またその時々状況によって、特別支援学級での授業に参加することが多くなる場合もあれば、通常学級での授業に参加することが多くなることもあります。文科省の通知が機械的に運用されると、「週の授業時数の半分以上」を目安にした退級指導が進められることが懸念されます。長野県では通級指導教室が十分設置されておらず、たとえ利用できたとしても週1時間のみといった状況もあるなかで、今回の通知の内容が拙速に運用されれば子どもたちの教育条件が大きく後退する恐れがあります。

### 2. 採用10年目までにすべての教員が特別支援教育を複数年担当する方針について

令和4年3月31日、「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」が取りまとめられ、文科省から各都道府県教育委員会等に通知されました。報告の中では、全ての新規採用教員がおおむね10年以内に特別支援学校や特別支援学級を複数年経験するように求めています。これについては、特別支援教育への理解が広がるという受け止めもありますが、子どもたちへの影響を懸念する声もあります。ただでさえ「専門性」が叫ばれるいま、経験のない（もしかしたら特別支援教育への意欲もない）教員がとっかえひっかえやってくることで、障害のある子どもたちの教育が充実するのか、また、本当に特別支援教育への理解が深まるのかは疑問が残ります。

### 3. 特別支援学校の設置基準策定と教室不足の問題について

昨年9月24日、特別支援学校の設置基準が策定されました。過密過大化した特別支援学校の教育環境の改善を求め、保護者や関係者が長きにわたって取り組んできた運動の成果です。今回の設置基準では、学年や障害種ごとに学級編成をすることや学校に備えるべき施設として図書室や自立活動室



が明記されたこと、幼稚部の学級が「5名以下」と明記されたことなど、一定の前進がありました。その一方で、児童生徒数の上限や通学時間の上限、必要な特別教室の種類や数など、今回の設置基準に入らなかったものも多くありました。また、既存校への適用は猶予されていますが、設置基準策定の趣旨を踏まえ可能な限り速やかにすべての学校で設置基準を満たすことが求められています。

今年3月1日、文科省は「公立特別支援学校における教室不足調査の結果について」を公表しました。調査結果によると、2021年10月現在の不足教室数は3,740教室で、前回2019年の調査から不足教室数が578教室増えるという結果になりました。長野県でも、前回調査の44教室から今回69教室に不足教室数が増えています。国は令和6年度までを教室不足解消の「集中取組期間」とし、各都道府県に「集中取組計画」の提出を求めています。多くの都道府県で既存の整備計画等をそのまま提出するといった状況になっています。長野県も新たな「集中取組計画」を策定せず、2021年3月に策定した「長野県特別支援学校整備基本方針」をそのまま提出しています。しかし、この「整備基本方針」は、教室不足をいつまでにどのような手順で解消していくかについては一切書かれていません。

#### 4. 医療的ケア児支援法の成立について

2021年6月、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立し、同年9月に施行されました。今回の法律の制定により、各自治体は保育所、認定こども園、学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）などで医療的ケア児の受け入れに向けて支援体制を拡充する責務を負うこととなります。県内でも人工呼吸器をつけた児童生徒が保護者の付き添いなしで通学できる仕組みの整備が進められている。

#### 5. 長野県の高等学校における発達障がいの実態

高校における医師による発達障がいの診断を受けている生徒の割合は3.74%（令和3年度）となっており、平成19年度の調査開始から毎年増加しています。いずれの障がい種においても、診断を受けている生徒の人数及び割合は増加傾向にあります。すべての高校に、発達障害の診断のある生徒が在籍しています。

※表(1)～(3)は県教委「令和3年度 発達障がいに関する実態調査の結果について」をもとに作成

##### (1) 医師の診断のある生徒

障害名	全日制	定時制	通信制	合計	全体比
LD	92	13	2	107	0.24%
ADHD	292	43	12	347	0.79%
ASD	448	113	29	590	1.34%
複数の発達障がい、 ODD等	368	166	68	602	1.37%
合計	1,200	335	111	1,646	3.74%

(2) 医師の診断を受けている生徒が在籍する学校数

年度	全日制（全学校数）	定時制（全学校数）	通信制（全学校数）
令和3年度	78（78）	18（18）	3（3）

(3) スクリーニングにより、特別な支援が必要と思われる生徒数

年度	全日制	定時制	合計	対全体比
令和3年度	1,025	217	1,242	2.93%

※スクリーニングとは、チェックシート等を用いて生徒の行動等を観察するもの。

※通信制については、課程の特性により調査の対象外とした。

中学校特別支援学級卒業生の進路状況は、高校への進学率が 72.99%（全国平均 54.75%）、特別支援学校高等部への進学率が 20.60%（同 40.06%）となっています。

## 第3回 夏の総研 「観点別評価と教育課程を考える」総合研究会

武者一弘さん（中部大学人間力創成教育院 専門職教育プログラム長 教職支援センター副センター長）

✓ 『『観点別学習状況の評価』と『教育課程づくり』—公教育としての教育課程づくりと人間発達の共同体—』

HP: <https://kyobun-kaigi.org>  
Email: [kyobun.nagano-b@educas.jp](mailto:kyobun.nagano-b@educas.jp)

2022/夏の総合研究会  
新学習指導要領の想定する「学習評価」について、このときの「学習-教授」の関係と「社会に開かれた教育課程づくり」(カリキュラム・マネジメント)を視野におさめて整理するとともに、子どもの発達保証から出発する「教育課程づくり」における「教授-学習」の関係と「学習評価」について、その可能性を改めて考えます。

長野県教育文化会議  
長野市番町593 026-234-2215

2022.7.23 (土) 13:00 ~ 16:00  
オンライン (zoom) 開催  
観点別評価と教育課程を考える総合研究会  
講演: 『観点別学習状況の評価』と『教育課程づくり』  
講師: 武者一弘さん (中部大学)  
報告・討議  
1. 全県観点別評価アンケート結果  
2. 県内高校の評価基準と状況 (下高井豊林・上田千曲・上田染谷丘・歴代)  
3. 各研究会から教育課程研究協議会レポートをもとに (国語・社会・数学・理科・家庭科)  
※総合研究会終了後、教育課程研究協議会レポートについての運営委員会を短時間開催します。関係の方は引き続きご出席下さい。

詳細・申込みは教文 HP から。  
(申込期間 7月1日 ~ 21日)

# 「観点別学習状況の評価」と「教育課程づくり」

— 公教育としての教育課程づくりと人間発達の共同体 —

2022年度長野県教文会議総合研究会  
2022年7月23日(土)13時～  
Zoomにて  
武者一弘(中部大学)



◆武者一弘さんの講演レジュメは教文会議 HP「資料」ボックスに掲載していますのでご覧ください。

## はじめに 本報告での結論

### ①学習評価の意味

学習によらないものは評価してはいけない。

人間性は評価できない。これを評価しようとするれば、その者の人間性が危うくなる。

### ②学習評価の多様性

診断的評価、形成的評価、総括的評価

自己評価、他者評価

### ③地域に開かれた教育課程とカリキュラム・マネジメント

両者の異同(のポイントとなる考え方)

### ④教育課程及び評価の第一義的づくり手(専門職)

ICT化、外注化・購入への動きの中で考えたい

## 《講演概要》

3本の柱 ・ 教基法改正後の教育改革の流れ 他

はじめに

#### ① 学習評価の意味を問うこと

学習を経ない事柄、人間性を問うようなものを評価してはいけない。評価するそのものは何者か

#### ② 学習評価の多様性 BA ブルームの評価の3段階

自己評価と言っていないながら

#### ③ 地域に開かれた、他者に開かれた厳密に分けていくと大きく違う

④ 実際に着手するのは教師でなくてはならない、譲ってはならない ICT、外注、業者から買うなど、ゆだねてしまっているのか

⑤ 専門職としての教師の仕事、教師としての仕事残ったもの

I. 6 大改革で教育改革

問題のある教師をチェックする、指導力回復研修

市場を通じて、子供たちの満足のいく教育に進んだ時期もあった

一つは契約型 顧客満足度を高めていく

もう一つは、品質保証をしていく、信頼を取り戻していく

厳密には重なっていたりしている

1-2 教育基本法の改正 2006.7

政治の保守化、道徳教育の強化化などの影響

ピラミッド型の学校構造 トップダウン的に迅速に維持できていく

自転的に自己評価が回転していく

免許更新講習 免許を通じた管理。

廃止になったけれど指導が「不適切な教員の認定の研修と実施

新しい 2022 法改正は、以前に戻すものではない 07.6 月以前

研修をだれが管理するのか

国の地方教育行政への関与

教育委員会に関する是正指示ができるようになった

2014 年法改正 新教育委員会制度

1-3

2015 年時点 管理型だけでなく契約型にも通底する考え方

学校の教育力への期待 父母や地域との共同よりも一部の教職員

生活文化を切り開くのではなく、授業を重視

質保証改革は、教育の当事者から疎外

矛盾を埋め荒らすために

次世代の学校地域創生プラン

2020 年に完成した形になっている

教育公務員特例法の改正 2016 年 11 月

うまくいかなかったこともある 財務省資料 文科省について 0 回答

再編整備計画 学校統廃合を進めても成果は 3 つ

6 つの課題

成果を上回る懸念がある

教育委員会の当事者性の排除

文科省は何が失敗だったか

地域・開かれた教育課程をちりばめているという側面がある

次世代の学区地域創生プラン 学習指導要領の改訂

社会に開かれた教育課程とは

理念を学校と社会とが共有 社会との連携及び協働により実現を張っている

公共施設の削減と「民営化」「民業利活用」

「個別利害の大便」を許さず地域経営の観点から「全体最適を目指す」

カリキュラムマネジメントとは

生徒や学校地域の実態 使い分けが読み取れる

教育課程と学習指導要領

学習評価の改善の基本方針

PDCA サイクル、自転構造である

誰でもいつでもどこでも回すことができる

吟味はしない

4 観点が3 観点になった

特に問題になるのは、学びに向かう力・人間性 人間性を目標として評価できるのか？教師は何者か？

主体的に学習に向かう態度 他者である教師が評価できる？評価が分かれるか？

論理的に言うほどきれいに分かれるか？合理的なのか？

個人内評価 個々人が内省的に評価するものであったり、個人な評価ならば好きなタイミングで内容であるべきなのに

感性思いやりは「評価の対象ではないとしながら挙げているのは？

主体的の取り組む学習の態度、評価を推進する人たちが何を求めているのかが見える部分

赤 青 子供の努力よりもメタ認知を評価している

学びの当事者子供 よりも当事者からちょっと教理を置く法を重視している

やったふり を評価？

新たな主体的な学びの弊害？ 粘り強くやらなくてもできれば評価が高い？

2-3

今次学習指導要領改訂の特徴

・学習評価 教員の指導改善や生徒自身の学習改善

カリキュラムマネジメント

・メタ認知的な力 自己調整

指導の評価化 客観データ主義 授業と評価を合わせることで観点別評価に合わせる、評価に授業を合わせる 評価・紙面 作品・授業

煩雑なルーチン作業 ICT か

3つの学習評価 BS ブルーム 米国心理学者

診断的評価 形成的評価 総括的評価 共有されているのか？

3-1 文科省 地域創生プランの限界

経産省、内閣府の影の部分の影響が大きいと感じている

2015年前後 教育改革の原理とビジョンの転換、ズレ

「なぜ、経産省が教育改革？」経産省 浅野大介

答え：文科省を一人ぼっちにはいけないから

文部科学省では、実現できない 財務省 総務省

「未来の教室実証事業」産業構造審議会 一律一斉の授業では

個別学習計画の策定・運用の重要性

学級担任廃止 STEAM教育 ICTのドリル学習で時間が浮きました  
学びの自立化・個別最適化 自己調整のパーソナルトレーニングの重視  
人材養成の主導権を文科省は失っている。

行政と民間を総動員し、超スマート社会 society5.0の実現

2019. 5. 17 教育再生実行会議 総論的

2部 普通科の類型型

スタディログ（学習履歴）から収集された教育ビッグデータ

公教育の役割 学校バージョン123

学びの生産性

阿部知事の教育改革

3-2 令和の日本型学校教育

評価さえもICT化していくのではという問題点も持っている

3-3

新型コロナ下で加速する第4次

科学技術イノベーション

探究的な学びはますます大事だ、ICTによって評価していく。内閣府がとる

学習評価の意味

学習評価の多様性

社会に開かれた教育課程とカリキュラムマネジメント・教育課程

教育の信頼回復とは…子供を真ん中に、教職員父母住民の連携で学校づくり 生活生存

教職の専門性は自分だけ ICTは使ってもおぼれない

競争的人事や多忙さで自分を見失わない

自らが主人公の研修

ライフヒストリー

⑥ 子供と教師の学び・育ち

一人でできたよ

教職の専門職性と専門性

労働教育者

自治活動と人格的ふれあい

## 第4回「ジェンダー平等の 教育を考える」総研

12月4日、計画中です。乞うご期待

# 「観点別評価」アンケート

みなさまのご協力により、2022年4月から始まった、3観点による観点別評価についてアンケート結果がまとまりました。教文HP「会員専用」(ID:kyobun パス:educas2219) ページに掲載しました。

アンケートの質問項目は、「3観点の割合を校内で統一しているか」「パフォーマンス評価について」「3観点学習状況を通知表記載しているか」「評価基準を保護者、生徒へ説明したか」「『主体的に学習に取り組む態度』の評価方法はどのようにしたか」「観点別評価の課題と困難点」などに対する回答をまとめました。既に1年生を対象に始まっていますが、年間を通じて評価方法を検討する学校もあります。今後、教文会議でも検討や交流を続けていきます。ぜひご覧いただき、学校の状況やご意見をお寄せください。

- 教文会議常任委員会では討議のために「**観点別評価について**」(2021.6.23)を出し、教文HP「会員専用」の「資料」に掲載しました。
- **教文通信(2022.7.20、No.280)**「評価とは何か—観点別評価をめぐって」の

**黒田友紀** (日本大学)「**観点別学習評価や非認知的能力の評価・評定をめぐる問題**」

**梅原利夫** (前民主教育研究所代表・和光大学名誉教授)「**長野県『学びの指標』調査についての感想〈第1次〉**」

**佐貫浩** (法政大学)「**『資質・能力』論批判と教育評価のあり方について**」も併せてご一読下さい。

- 教文HPには「**2021年度教育課程研究協議会長野県教育文化会議意見発表資料**」(国語、社会、数学、外国語、家庭科、常任委員会)も掲載しました。各教科研究会の分析を見ることができます。2022年度分は現在まとめて掲載予定です。

長野県教育文化会議

Email : kyobun.nagano-h@educas.jp

電話 026-234-2216